

# 子どもを犯罪被害から守るため フィルタリングの設定と家庭でのルールづくりを!

沖縄県青少年保護育成条例が改正されました。平成30年 7月20日施行

## 主な改正点

- **フィルタリングサービス提供義務の対象機器が拡大**  
携帯電話、スマートフォンに加え、タブレット等もフィルタリングサービス提供の対象機器となりました。
- **フィルタリング有効化措置に関する義務が新設**  
フィルタリング有効化措置とは、スマホ等の端末自体にフィルタリングアプリ等を設定することをいいます。  
フィルタリングサービスでは、Wifi等の無線LANを利用する場合、青少年有害情報や不適切なサイトの閲覧等を制限することはできませんでしたが、有効化措置により、制限が可能となりました。
- **交付書面・提出書面は電磁的記録も可**  
事業者が説明時に交付する書面、保護者が提出する書面は電磁的記録も可能となりました。

- 県内でSNSを利用して児童買春等の被害に遭う青少年が増加!!
- お子様のスマホ対策・家庭でのルールづくりを! (むやみやたらに写真を投稿しない。SNSは午後9時以降禁止など)

	H27	H28	H29
中学生	8人	15人	23人
高校生	17人	17人	18人
有職少年	0人	2人	1人
無職少年	3人	1人	7人
計	28人	35人	49人

※ 沖縄県警察統計資料抜粋

## 店側の義務

## 保護者の役割

### 1 フィルタリングの説明義務

スマホ等の使用者が18未満の場合、インターネット利用により青少年有害情報を閲覧するおそれ、犯罪に巻き込まれる危険性、フィルタリング有効化措置の必要性等について書面を交付して説明します。

使用者が18歳未満の場合、店側からフィルタリング有効化措置の必要性等について説明を受けましょう。

### 2 フィルタリングサービス・有効化措置の申し込み

- スマホ等の契約において、使用者が18歳未満の場合、フィルタリングサービスを設定します。
- 契約とセットでスマホ等を販売するときは、スマホ等端末自体にフィルタリングを設定して使えるようにします。(新設)

お子様をインターネット上の危険性やトラブルから守るため、フィルタリングを設定しましょう。

### 3 正当な理由を記載した書面の提出

保護者がフィルタリングサービスを利用しない又は有効化措置(フィルタリングアプリ等の設定)をしないと申し出た場合は、正当な理由を記載した書面の提出を受け、契約の締結・スマホ等の販売を行います。

フィルタリングを使用しない場合は、正当な理由を記載した書面をお店側に提出しましょう。

フィルタリング ●有害情報の閲覧制限 ●利用時間の制限(深夜の利用は禁止など)  
 できること! ●SNSの利用制限 ※その他詳しくは携帯ショップ等で確認してください。



〒 900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課  
 TEL 098-866-2174 FAX 098-868-2402 メールアドレス aa022004@pref.okinawa.lg.jp